

総合的な人権相談システム構想について

平成18年4月
人権啓発推進室

人権問題が複雑多様化するなかで、人権を侵害されている府民からの様々な相談を受け、救済が必要な場合には適切な救済機関による人権救済が受けられるような仕組みが必要となってきた。

救済に係る制度としては基本的には国の法制度の整備が必要であり、自治体としてはそうした救済制度を円滑に利用できるような相談体制の構築が求められている。

そこで府民からの様々な人権相談にきめ細かく対応できるように相談体制を整備するとともに、国・府・市町村等の人権に関係する様々な機関によるネットワークを構築し、関係機関の連携のもとに、相談から救済に適切につなげていく総合的なシステムとして整備しようとするのが本構想である。

本構想については、人権擁護法案の国会審議等を踏まえ、平成15年度から、法律による人権救済制度の創設を念頭に置きながら、地方における効果的な救済の仕組みを作り上げるために、京都府、京都市、京都地方法務局、京都府人権擁護委員連合会で研究を行ってきた。

以上から、総合的な人権相談システムの具体的な中身は、次の2つを基本に整備を進めていき、総合的なネットワークを構築していくものとする。

人権相談にきめ細かく対応できる体制の整備

解決が困難な人権侵害事象に関係機関が連携して対応するシステムの整備

< 人権相談窓口の整備 > 図左側

- ・ 府民からの人権に関する相談は、市町村、京都府、法務局など様々な機関に持ち込まれ、それぞれの機関が所管する事項について対応している。
- ・ 人権擁護委員による人権相談は、現在、京都地方法務局では毎日、各支局では週又は月毎に、一部市町村でも一定回数実施されているが、今回新たに京都府及び京都市の庁舎を活用して人権擁護委員による人権相談日を設けることにより、更に多くの相談機会を府民に提供する。
- ・ 人権擁護委員と京都府、市町村の関係性を構築することにより、人権擁護委員による相談機能の充実化を図る。

相談機関・相談窓口等の府民への周知

冊子・ホームページ等による相談機関等の周知等

相談に対する府民からの信頼性の向上

相談職員の資質向上を図るための研修会の開催等

< 人権侵害相談への連携対応 > 図中央

相談員の助言だけでは自力解決が困難な事案に対しては、関係機関が連携協力して対応できる仕組みを構築する。

【原則型】

人権侵害に関する相談に対しては、基本的には相談者に身近な機関である市町村が庁内関係課との連携のもとに対応

【広域・複合型】

複数の市町村が関係するなど広域的な対応が必要となる場合や府の行政権限に関連する相談の場合等、一市町村での対応が困難な場合又は効率的な解決が図れないと認められる場合は、府が関与して市町村と連携対応

- ・ 相談内容や府の所管事項に応じて、府の地域機関が中心になる連携対応の場合と府本庁が中心になる連携対応の場合がある。
- ・ 事案ごとに所管機関の間で調整担当者会議を立ち上げて対応

< 総合的なネットワーク > 図右側

- ・ 府民にとって、相談が利用しやすく、安心して行えるように配慮するとともに、上記のような関係機関による連携対応を可能にするため、あらかじめ関係機関によるネットワークを構築する。

併せて構築したネットワークを効果的に機能させるため、次の通りネットワーク構築のための基盤整備を図る。

- ・ 相談機関名簿の作成
- ・ 相談職員の資質向上を図るための研修会の開催
- ・ 相談事例を集約した人権相談対応マニュアルの研究、作成
- ・ 相談機関相互の情報交換 等

- ・ 相談事例の集約を踏まえ、職員への研修及び府民啓発の素材として活用

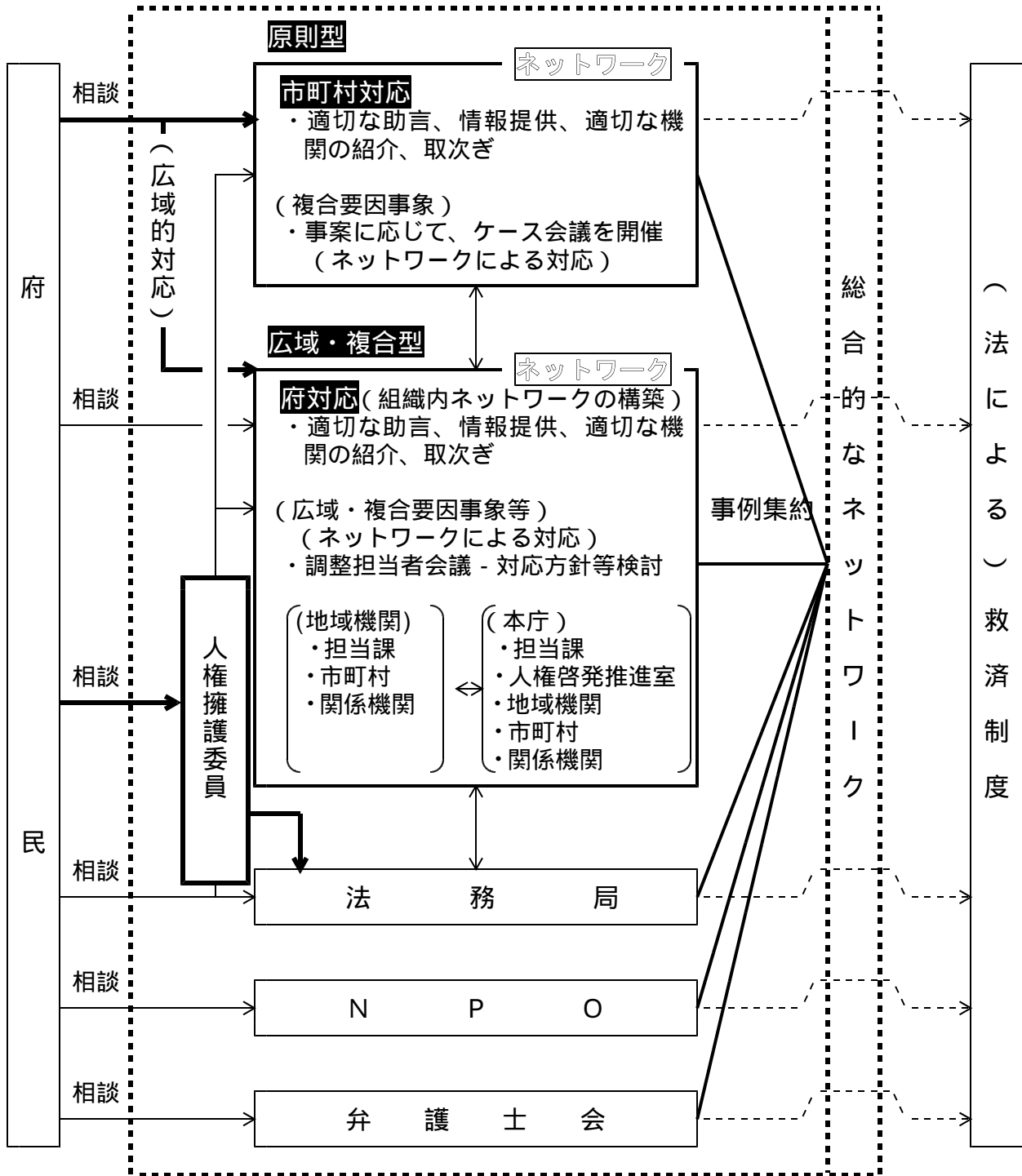
- ・ ネットワークは当初京都府機関によるものを構築し、その後、順次、市町村、NPO、法務局、弁護士会等も加わった「総合的なネットワーク」の構築を目指す。

< 法による救済制度 > 図右端

人権救済機関の独立性・公平性や強制力を持った調査権限等を備えた人権侵害救済法ができたとして、地域の実情に応じたきめ細かいサービスを府民に提供できるようにするため、市町村や府に持ち込まれた相談については、市町村や府の行政権限で対応可能な分野は、まずこの総合的な人権相談システム（解決困難事案に対してはネットワーク）を活用して対応を行い、その上で相談者が法律による人権救済を求める場合は、権限を持った国の救済制度にしっかりと引き継いでいくシステムを構築することが、地域の隅々にまで法律がきめ細かく浸透する一番現実的な方法であると考えられる。

総合的な人権相談システム構想（イメージ）

人権相談体制の整備
解決が困難な人権侵害事象に関係機関が連携して対応するシステムの整備
（ネットワーク）



(複数の市町村が関係するなど広域的な対応が必要となる場合や、府の行政権限に関連する場合等、一市町村での対応が困難な場合又は効率的な解決が図れないと認められる場合は、市町村の求めに応じて府が関与して、連携して対応する。)